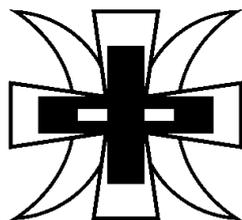


生徒手帳

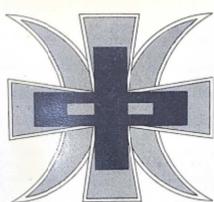


糸魚川市立糸魚川東中学校

- 1 [教育目標](#)
- 2 [重点目標](#)
- 3 [生徒心得](#)
- 4 [生徒諸規定](#)
- 5 [生徒会規約](#)
- 6 [生徒会役員選挙規定](#)



糸魚川東中学校 校章



平成6年度 糸魚川東中学校3年生
金子泰徳君 デザイン

意味 → (の部分は東(East)のEを表す
真中の1は 糸魚川のIを表す
全体として東に見える。

この写真は、校長室の金庫に大切に保管されている糸魚川東中学校の校章の「原画」です。

学区内3校(糸魚川第二中、下早川中、上早川中)の統合の際に、募集した、1人の中学生(他にも協力者がいたのかも知れませんが)のアイデアが、今の糸魚川東中学校の校章となりました。これが糸魚川東中学校の輝かしい伝統の原点です。

これから皆さんが創り上げる「約束」も同じです。生徒の手で創り上げてきた糸魚川東中学校に、皆さんで新たな伝統を刻んでください。



教育目標

敬愛・進取・健康

重点目標

- 認め合い，励まし合う生徒
- 自ら考え，判断し，実践する生徒
- 安全で健康な生活を送る生徒

生徒心得

糸魚川東中学校生徒会

前文

私たちは、心豊かでたくましく生きぬく生徒になることを目的とし、私たちの自主的活動を進めるための基本的なことがらについてこの「生徒心得」を定めます。

1 生活の基本

- (1) 気持ちの良いあいさつや会話をしよう。
- (2) 目的をもって積極的に行動しよう。
- (3) 健康で安全な生活を送ろう。

2 校内での生活

- (1) 時間を守って行動しよう。
- (2) 積極的に学習に取り組もう。
- (3) 校舎内外の環境整備に努めよう。

3 校外での生活

- (1) 交通のルール及びマナーを守ろう。
- (2) 規則正しく生活しよう。
- (3) 家庭や地域の行事に積極的に参加しよう。

付則

- 1 この「心得」の改訂は、保護者、教師の指導・助言を受けて生徒総会の決議をもって決定します。
- 2 この「心得」は、平成7年4月1日より実施します。
- 3 この心得は平成30年2月一部改正（付則1による）

生徒諸規定

糸魚川東中学校

前 文

この「諸規定」は、生徒の豊かな人間形成を図ることを目的とし、糸魚川東中学校の生徒としての基本的なことがらについて定めたものである。

1 校内生活

- (1) 登下校の時間を守る。
(登校時間は7:30～8:15, 下校時間は、校時表に基づく)
 - ・登校時間前の登校, 下校時間後の居残りなどが必要な場合は、担当教師の許可を得る。
- (2) 校地外へ出るときは、必ず担任または担当教師の許可を得る。
- (3) 直接学習に必要なものは持ってこない。やむを得ず、お金等を持ってきた場合は、朝のうちに学級担任に保管してもらう。
- (4) 誤って校具, ガラスなどを破損した場合は、直ちに届け出てきちんと後始末をする。
- (5) 危険箇所には立ち入らない。

2 服装

- (1) 登校時や校内では、制服の着用を原則とする(下校時は、学校指定の体操着でも良い)
 - ・冬期 (10～5月を原則とする)
 - ・学校制定の制服上下とする(女子は学校指定のベストを着用しても良い)
 - ・上衣の下に防寒のためのセーター類を着用することは認める。色は紺, 白, ベージュ, 黒を基調とし, セーター類では活動しない。
 - ・夏期(6～9月を原則とする)
 - ・上衣は学校指定のワイシャツとする(女子は学校指定のベストを着用してもよい)。
- (2) 靴下の色は白・黒・紺を基調とする。
- (3) 内ばきと外ばきを2足用意し, 運動に適するものとする。(内ばきは学年カラーのひもを使用する)

(4) 次のものは、学校指定とする。

名札，通学カバン，内ばき，内ばきのひも，体操着

3 頭髪

(1) 中学生らしい髪型とする。

(2) 髪は目や肩にかからないようにする。かかる場合は，華美でないピンやゴムを使用する。

4 通学規定

- ・指定された通学路を通る。
- ・交通ルールを守り，安全に注意する。

(1) 徒歩通学

梶屋敷旭町から学校までの道路は道幅が狭いので次のことを守る。

- ・鉄道線ガード下は外回りとする。

(2) 自転車通学

① 自転車通学の許可案件

ア 通学を認める地区を以下の3地区とする。

- ・東側・・・早川橋より東側
- ・西側・・・田伏砂山地区から西側
- ・南側・・・ひばの木バス停より南側

② 自転車通学の規則

ア 定期的に車体検査を受け，特にブレーキ，ライトについて安全に整備する。

イ ヘルメットを着用し，あごひもは正しくしめる。

ウ 鉄道線ガード下は，自転車を降りて外回りをする。

エ 踏切をわたるときは，自転車を降りる。

③ 自転車通学許可期間

・原則として4月から11月とする。ただし，積雪等を見合わせて変更することもある。

④ その他留意事項

ア 自転車は指定された場所に整然と置く。

イ 雨や風の強い場合，自転車通学をしない。

- ・上記のことが守られない場合は，自転車通学の許可を取り消すことがある。

(3) その他の通学

- ・希望により，バス通学，電車通学を認める。

5 校外生活

- (1) 個人や友人同士での飲食店への出入りは、昼食をとるためのものとする（17時まで）。
- (2) 個人や友人同士では、友人宅への宿泊はしない。
- (3) 個人や友人同士では、ゲームコーナー・カラオケボックス等の出入りはしない。

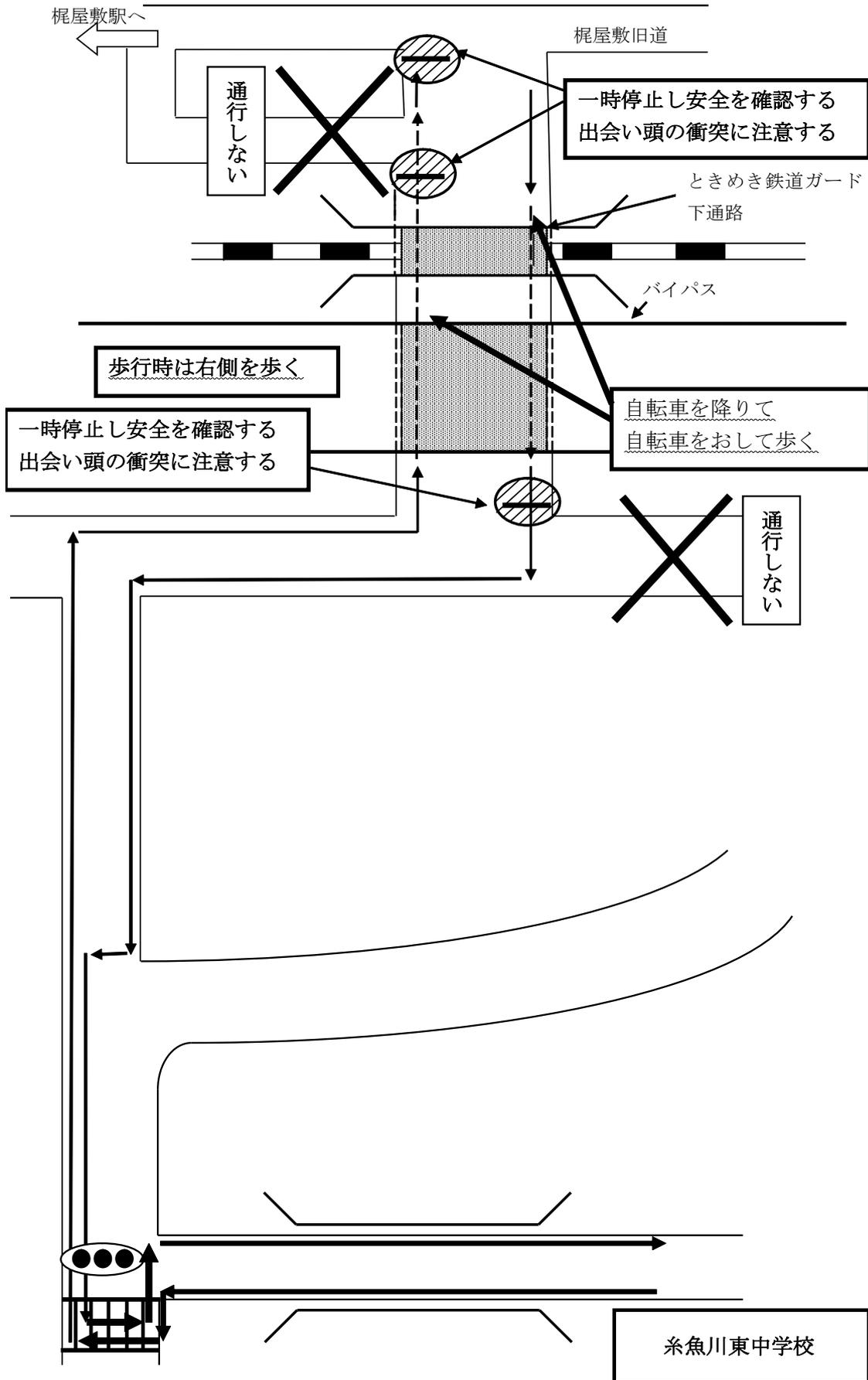
6 諸届

- (1) 欠席，遅刻，早退などの場合は，すみやかに保護者から学校に届け出る。（8：10～8：20の間は連絡をしない）
- (2) 住所・電話番号などの変更があった場合は，学級担任に届け出る。
- (3) アルバイトは，原則として禁止する。必要な事情があつて行う場合は学級担任に申し出て，学校長の許可を得る。

付 則

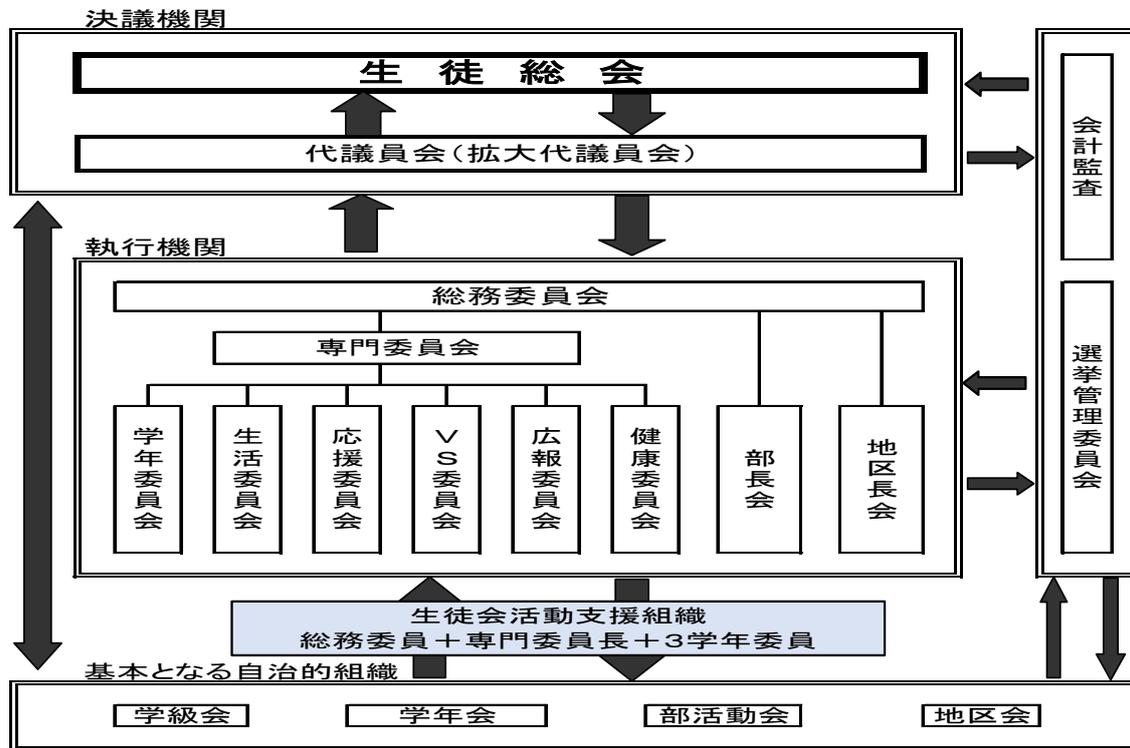
- 1 この規定以外の細かいことは，申し合わせ事項として生徒と話し合つて決める。
- 2 この規定の改定は，生徒・保護者の意見を聞いて学校が行う。
- 3 この規定は，平成7年4月1日より実施する。
- 4 平成30年2月一部改正。
- 5 令和6年2月一部改正。

通学上特に注意するところ



生徒会

生徒会組織図



生徒会規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は糸魚川東中学校生徒会と称する。

第2条 組織

本会は糸魚川東中学校生徒を会員として組織する。

第3条 目的

本会は自主的かつ協力的な自治活動のもとに、学校生活全般の向上を図り、よりよい校風と伝統を築き上げることを目的とする。

第2章 役員とその任務

第4条 役員

本会は次の役員を置く。

- 1 生徒会長 1名
- 副会長 2名（男1・女1）
- 総務委員 若干名

会計監査 若干名

- 2 その他会長が必要と認めた役員

第5条 役員を選出

- 1 正副会長は会員の選挙による。
選挙は生徒会選挙規程による。
- 2 総務委員・その他会長が必要と認めた役員は、会長より委嘱され、代議員会の承認を受ける。
- 3 会計監査は、3年生の各学級から1名ずつ選出する。

第6条 役員の仕事

- 1 会長は生徒会を代表し、会務を行う。
- 2 副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。
- 3 総務委員は正副会長と共に本会の運営にあたる。
- 4 会計監査は年度末の総会に監査結果を報告する。

第3章 機関

第8条 設置する機関

総会 代議員会 総務委員会 専門委員会 部長会 地区長会 学級会
学年会
部活動会 地区生徒会 選挙管理委員会 会計監査委員会

第9条 総会

- 1 総会は本会の最高決議機関であり、次の事を決める。
 - (1) 事業の大綱に関する事。
 - (2) 予算の決定や決算の承認に関する事。
 - (3) 規約の改正に関する事。
 - (4) その他必要な事。
- 2 総会は年度初めと年度末に開くが、次の場合は臨時総会を開くことができる。
 - (1) 代議員の過半数の要求があったとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の要求があったとき。
 - (3) 会長が必要を認めたとき。
- 3 総会は3分の2以上の出席で成立し、議決は出席生徒の過半数とする。
なお、賛否同数の時は議長が決定する。

第10条 代議員会

- 1 代議員会は総会に次ぐ決議機関で各学級の代議員で構成される。
- 2 代議員は必要に応じて開くことができる。

3 代議員会は代議員の4分の3以上の出席で成立する。ただし、代理は認める。

4 議決は出席者の過半数とするが、賛否同数の時は議長が決定する。

第11条 総務委員会

1 総務委員会は本会の執行機関であり、正副の会長と総務委員で構成される。

2 総務委員会は議案や予算案の作成、主な事業の企画・運営、記録、庶務などの仕事を行う。

第12条 専門委員会

1 専門委員会は日常的な活動機関として次の会を置く。

(1) 生活委員会

校舎内外の生活向上にかかわる日常活動。頭髪・服装の確認、体育館用具室の管理、学習用具のチェック等。

(2) 応援委員会

公社内外の安全・安心にかかわる日常活動。あいさつ運動、壮行式の運営、球技大会の運営等。

(3) ボランティアサービス(VS)委員会

図書及び図書室の管理。貸出活動の運営等。校舎内外の美化。生徒会ボランティア活動の企画・運営。ベルマークの集計等。

(4) 広報委員会

生徒会活動のPRにかかわる日常活動。校内放送の一切。集会時の放送器具の準備・設置。生徒会誌『あるぷす』、東中新聞の発行等。

(5) 健康委員会

保健衛生に関する日常活動。清掃用具、トイレトペーパー、石けんの管理・補充。求職に関する衛生面の指導等。いじめ防止や悩みなどの心の健康に係る活動等。

第13条 部活動会

1 部は同好集団の和を基に個性の伸長と心身の向上を図ることを目的とする。

2 各部は互選により正副部長を決定する。

3 必要に応じて部活動集会や地区会を開く。

第15条 学級会，学年会

1 学級会は生徒会活動の基盤として、議案の審議や提出、問題の討議、実践活動などを行う。

2 学級会には級長を1名。副級長を2名とその他必要な係を置く。なお、正副級長は代議員を兼ねる。

3 学年会は学年の問題を討議すると共に学年の親睦を図る。

4 各学級の正副級長は学年委員会を組織し、学年会の運営にあたる。学年委員長は正副級長の互選で選出する。

第16条 会計監査委員会

会計監査委員会は年度末の総会に監査結果を報告する。なお、会員の10分の1以上の監査請求があった場合はそれに応じて監査報告をしなければならない。

第4章 会計

第17条 本会の会計は主として会費と事業収入による。会費は年度当初の総会で決定する。

第18条 会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第19条 予算は年度当初に各部門から請求を受け、総務委員会で原案を作り総会で決定する。

第5章 議長団

第20条 議長団は2名とし、会長が委嘱し、代議員の承認を受ける。

第21条 議長団は総会・代議員会の議事運営を行う。

付 則

1 本規約の改正は代議員会の3分の2以上の同意を得て、総会の過半数の同意があったとき成立する。

2 この規約は平成7年4月1日より実施する。

3 平成9年3月一部改正（付則1による）

4 平成19年4月一部改正（付則1による）

5 平成30年2月一部改正（付則1による）

6 令和2年2月一部改正（付則1による）

生徒会役員選挙規程

第1章 総則

第1条 この規程は糸魚川東中学校生徒会規約第5条・1に基づきこれを定める。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙を行うときは、この事務を処理するため選挙管理委員会（以下委員会）を設ける。

第3条 委員会は各学級より若干名選出し構成する。ただし、委員は選挙運動をすることはできない。

第4条 委員会には委員長，副委員長，各1名をおく。委員長，副委員長は委員の互選とする。

第5条 委員会は次の仕事を行う。

- ・選挙告示
- ・選挙人名簿の作成
- ・立会演説会の開催
- ・立候補者へのポスター用紙の配付
- ・投票結果の告示
- ・投票所の開設，管理，開票事務等

第3章 選挙人

第6条 会員はすべて選挙権を持ち投票の義務と責任を有する。

第7条 選挙人名簿は学級名簿をもってこれにあてる。

第4章 立候補者

第8条 本会会員は5人以上の推薦を受け立候補できる。

第9条 立候補者は告示後1週間以内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 1人で2つ以上の役員に立候補することはできない。

第11条 立候補を辞退しようとする者は立会演説会の前日までに届け出をしなければならない。

第5章 選挙運動

第12条 選挙運動は選挙管理委員会が定めた期日から投票前日まで1週間行うことができる。

第13条 立候補者は選挙管理委員会の指定した場所にポスターを貼ることができる。

第14条 立候補者の立会演説会は必ず1回開かれる。

第6章 投票

第15条 投票は次のとおりに行う。

- ・会長（1名）
- ・副会長（男女各1名）

第16条 投票はすべて無記名とする。

第17条 投票の結果、過半数を得た者を当選とする。過半数に満たない場合は、上位2名で決選投票を行う。

第18条 選挙する役員の定数に対し、候補者が同数又は満たないときは信任投票を行い、有効投票の過半数をもって当選とする。

第19条 当選者の失格、又は欠員が生じたときは補欠選挙を行う。

第7章 開票

第20条 開票は定められた開票所で当日行う。

第21条 開票には次の者が立ち会う。

指導教師、その他委員会が必要と認めた者。

第22条 次の投票は無効とする。

- ・所定の投票用紙を用いていないもの。
- ・定めた投票様式でないもの。
- ・必要以外のことがらが記入してあるもの。

第23条 無効の疑いがある場合は、委員会・立会人の合議で決定する。

付 則

- 1 この規程の改正手続きは生徒会規約に準ずるものとする。
- 2 この規程を実行するために、必要な規則は選挙管理委員会が別に定める。
- 3 この規程は平成7年4月1日より実施する。
- 4 平成10年11月25日一部改正（付則1による）
- 5 平成28年11月一部改正（付則1による）
- 6 平成30年2月一部改正（付則1による）
- 7 令和3年2月一部改正（付則1による）